

4月6日（月）～10日（金）
「資源とごみの分別・減量・出し方パネル展」を実施



平成 27 年 4 月 6 日～10 日の 5 日間、市役所 1 階多目的プラザで「資源とごみの分別・減量・出し方パネル展」を実施しました。これは、立川市ごみ減量・リサイクル推進委員会の主催によるもので、転入者が多い 4 月に行っています。

資源とごみの分別・減量・出し方等をパネルや映像で紹介するとともに、分別で迷うものを実物で示したり、ごみ減量・リサイクル推進委員が資源を再利用して作った小物（左下写真）を展示しました。また、右記事でも紹介している生ごみ処理機器等も展示。5 日間の来場者は 402 名でした。



ごみ減量・リサイクル推進委員会とは

広く市民の意見を反映し、市民、事業者と行政が一体となって、ごみ減量とリサイクルの推進を図るために、平成 22 年 7 月に設置された委員会です。

任期は 2 年間で、現在は第 3 期 18 名の方々が活動しています。

市民の皆さんからいただいた意見を参考に、さらなるごみ減量・リサイクル推進に向けて、委員会で議論を重ねて、実践事業の充実や新たな事業の取り組みを検討しています。

出前講座に伺います！



ごみと資源の分別等で困っていることはありませんか？
ごみ等に関することで分からないことがあった場合など、お申し込みいただければ、市職員がお住まいの地域までお伺いし、講座を開催します（土曜・日曜日、夜間でもお受けします）。

問ごみ対策課 ☎531-5518 FAX 531-5800

生ごみ処理機器等を使ってみませんか 5年後の買換えも補助

市は、市民の皆さんのごみ減量意識の向上と生ごみの減量を目的に、生ごみ処理機器等の購入費の一部を助成しています。販売店・メーカーは問いません。ご自分の生活スタイルにあっ

た処理機器をお選びいただき、購入後に補助金の申請をしてください。申請方法など、くわしくは市ホームページ（右下 QR コードからアクセス可）をご覧ください。お問い合わせを。

制度の概要		
種 類	生ごみ堆肥化容器	生ごみ処理機器
補助対象者	①立川市に住所があり、居住していること ②購入した生ごみ処理機器等を良好な状態で管理できること ③市税の滞納がないこと	
対象機器	販売店、メーカーは問いません	
	土の中の微生物等の活動を利用し、生ごみを自然発酵及び分解することにより、生ごみを処理する容器 ＊中古品は除く 生ごみ堆肥化容器（例）	微生物の利用または温風等で乾燥させることにより、生ごみを処理する機器（ディスポーザーは除く） ＊中古品は除く 生ごみ処理機器（例）
補助の範囲	1世帯あたり2基	1世帯あたり1機
補助金額	購入価格（本体価格）の1/2 ＊別売付属品・送料などは除く	
限度額	3,000円	25,000円
申請期限	購入から3か月以内	
その他	生ごみ堆肥化容器と生ごみ処理機器の併用は可能です	

燃やせるごみの約30～40%が生ごみです。
燃やせるごみを減らすには生ごみの減量が必要です。

市ホームページ
生ごみ処理機ページ
QRコード



立川市環境下水道部ごみ対策課 ☎（523）2111・内線6748